

# 記載例

## 離婚届

令和8年4月1日届出  
福岡県直方市長殿

受理第	令和 年 月 日			
通知(送付)第	令和 年 月 日			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票
				住民票
				通知

(フリガナ) 氏名	夫 ノオカタ タロウ	妻 ノオカタ ハナコ
氏名	直方 太郎	直方 花子
生年月日	平成5年4月1日	平成6年1月1日
住所	福岡県直方市津田町7番25号 直方アパート1号室	
本籍	福岡県直方市殿町7番	
筆頭者の氏名	直方 太郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 直方 和夫 母 九州 昭子	妻の父 福岡 一郎 母 久子
続き柄	二男	長女
養父 養母	続き柄 養子	続き柄 養女
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> 妻は	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	福岡県直方市大字直方674番地25	
未成年の子の氏名	父(夫)が親権を行う子 直方 二郎 母(妻)が親権を行う子 直方 三郎	
親権者の指定を定める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚で親権者の定めをした場合/相違なければ、それぞれが互いのようにしるしをつけてください。 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	

届出により効力が発生するため、提出する日を記入してください。

住民票の住所を記入します。離婚届出と同時に転入や転居をする場合は、新しい住所を記入し、住民異動届も提出してください。

現在在籍している戸籍、筆頭者を記入します。婚姻する際に、夫の氏を名乗った場合は、筆頭者は夫です。

離婚後に婚姻前の氏に戻る場合にのみ記入してください。

【婚姻前の戸籍に戻る場合】  
⇒もとの戸籍にもどる

【新しく旧姓で戸籍をつくる】  
⇒新しい戸籍を作る

婚姻前の氏に戻らず、現在の氏のままを希望される場合は、ここには記入せず別紙「離婚の際に称していた氏を称する届」を記入してください。

### ※未成年の子がいる場合のみ

- 未成年の子の氏名欄  
⇒いずれかの欄に子の氏名(フルネーム)を記入してください。
- 親権者の定めについて、真意に基づいて合意したら夫・妻それぞれがしてください。

同居の期間	平成30年5月から 令和8年3月まで	
別居する前の住所	福岡県直方市津田町7番25号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯 <b>国勢調査の年のみ記入してください。</b>	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
その他		




届出人署名(※押印は任意)	夫 直方 太郎 印	妻 直方 花子 印
---------------	-----------	-----------

署名(※押印は任意)	証人(協議離婚のときだけ必要です)	
生年月日	直方 和夫 印 昭和35年5月3日	福岡 一郎 印 昭和37年5月6日
住所	福岡県直方市大字直方692番地4	福岡県直方市大字直方671番地2
本籍	福岡県直方市大字直方692番地4	福岡県直方市大字直方671番地2

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)  
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。  
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。  
◎署名は必ず本人が自署してください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について □取決めをしている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担:子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」に○をしるしをつけてください。
親子交流について □取決めをしている。 □まだ、決めていない。 親子交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」に○をしるしをつけてください。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について □取決めをしている。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしないでなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」に○をしるしをつけてください。

父母が離婚するとき、親子交流や養育費の分担など子の管理に必要な事項についても父母が協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。  
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。


 法務省パンフレット
 
 法務省の解説動画
 

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

署名は本人が自署してください。(押印は任意)

協議離婚(話し合いによる離婚)の場合は、成人2名の証人が必要です。

※未成年の子がいる場合のみ  
面会交流、養育費の分担についてチェックしてください。